

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3-16	墨田区交通安全対策協議会		
開催日時	令和5年3月16日(木)午前10時00分から午前11時00分まで			
開催場所	区役所 131会議室			
出席者数	<p>34人【会長】墨田区長</p> <p>【委員】墨田区議会議長、本所警察署長、向島警察署長、本所消防署長、向島消防署長、国土交通省東京国道事務所長、東京都第五建設事務所長、本所交通安全協会会長、向島交通安全協会会長、墨田区商店街連合会会長、墨田区立小学校校長会会長、墨田区立小学校PTA協議会会長、墨田区立中学校PTA連合会会長、墨田区町会・自治会連合会会長、京成バス株式会社奥戸営業所長、東日本旅客鉄道株式会社両国駅長、東日本旅客鉄道株式会社錦糸町駅長、東武鉄道株式会社とうきょうスカイツリー駅長、京成電鉄株式会社押上駅長、墨田区副区長、墨田区教育委員会教育長、地域力支援部長、福祉保健部長、都市計画部危機管理担当部長、都市整備部長 は代理出席</p> <p>【立会出席】墨田区広報広聴担当課長、庶務課 企画・法規担当主査、本所警察署交通課長、本所警察署交通総務係長、向島警察署交通課長、</p> <p>【事務局】土木管理課長、交通安全担当主査、交通安全担当主事</p>			
会議の公開(傍聴)	公開(傍聴できる)	部分公開(部分傍聴できる)	傍聴者数	0人
議題等	<p>1 令和5年春の墨田区交通安全運動実施要領(案)について</p> <p>2 令和5年春の墨田区交通安全運動実施計画(案)について</p> <p>3 交通安全対策全般について</p>			
配付資料	<p>1 会議次第</p> <p>2 墨田区交通安全対策協議会委員名簿</p> <p>3 席次表</p> <p>4 令和5年春の墨田区交通安全運動実施要領(案)</p> <p>5 令和5年春の墨田区交通安全運動実施計画(案)</p> <p>6 「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」チラシ</p>			
会議概要	<p>1 開会</p> <p>(1) 会議の録音について 各委員に対して、議事録作成のための録音について了承された。</p> <p>(2) 配付資料の確認(6点)</p> <p>会議次第 墨田区交通安全対策協議会委員名簿 席次表 令和5年春の墨田区交通安全運動実施要領(案) 令和5年春の墨田区交通安全運動実施計画(案) 「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」チラシ</p>			

2 委員の紹介

名簿順に委員の紹介をした。

3 会長あいさつ

統一地方選挙が4月に予定されているため、令和5年春の全国交通安全運動は、5月11日から20日までの開催になることを、委員へ周知した。

道路交通法の改正により、4月から自転車でのヘルメットの着用が全年齢において努力義務化となることや、7月から電動キックボード等が「特定小型原動機付自転車」として新たに分類されることについて、交通ルールやマナーの周知・啓発を行う必要があることを呼び掛けた。

また、交通事故発生件数や自転車関与事故の増加について言及し、引き続き関係機関に支援・協力をお願いした。

4 議題

(1) 令和5年春の墨田区交通安全運動実施要領(案)について

(2) 令和5年春の墨田区交通安全運動実施計画(案)について

各案について、事務局(土木管理課交通安全担当)から一括して説明を行った。

要領及び計画の内容については、委員からの意見や要望がなかったため、各案のとおり決定した。

(3) 交通安全対策全般について

【墨田区商店街連合会 山田会長】

(錦糸町地域)同じ場所に、常に3台の車が路上駐車をしている。その都度、本所警察署へ110番通報し、対応してもらっているが、次の日になると、また駐車されている。本所警察署には、日頃よりパトロール等していただき感謝していますが、今後とも見回りの強化をお願いします。

本所警察署 木村交通課長

本件について、更に検討をしていきたいと考えています。

【墨田区立小学校 PTA 協議会 末富会長】

柳島小学校前にマンション建設の計画があり、校門を出てすぐの細い道が、資材置き場となるようだったが、区のほうから早い段階で学校へ連絡をいただき、通学路に危険が及ぶことなく対応ができた。早急に対応をしていただき、ありがとうございました。

別件ですが、小学校に通う親御さん達と話しをしていて、最近よく話題に上がるのが、電動キックボードのことです。免許不要と聞き、今後どうなるのか、とても心配しているようです。

本所警察署 木村交通課長

墨田区内では、スカイツリーで電動キックボードの安全運転講習会を行っているほか、シェアリング業者と連携し、事故の資料を共有し、署で分析・検討を行っています。

【本所警察署 山本署長】

春の交通安全運動の重点項目1にある、「こどもを始めとする歩行者の安全の確保」について。実施要領にも書いてありますが、「信号が青でも安全とは限らない」のです。以前、愛宕警察署にいた時の話ですが、小学生が横断歩道を青信号で渡っていた時に、左折する車にひかれてしまった事故がありました。子供は小さいため、運転手は見逃しやすいです。できれば、運転手とアイコンタクトを取り、車が止まるのを確認した上で渡るよう、交通安全教室でも話をしていこうと思っています。

【墨田区立中学校 PTA 連合会 泉会長】

更生橋（曳舟川通りと、ゆりのき橋通りの交差点）の坂から降りてくる車側の信号は、赤信号で直進、左折の矢印信号となっている。横断歩道側が青になると、車側は赤信号なのに、間違えて車も進入してくることが多々あり、通学で使っている子供たちもいるので、非常に危険です。今後も、この場所を注意して見て欲しい。

【墨田区町会・自治会連合会 須藤会長】

自転車が一時停止をしていない。これに対する対応は、どのようにしていますか。
本所警察署 木村交通課長

昨年10月から、自転車の新たな四類型の違反が取り締まりの対象となった。この中には「一時停止違反」が入っています。現在、警視庁では積極的に、自転車の事故を立件しています。自転車で、悪質な一時停止違反をして事故等があった場合には、当事者として事故送致をしている。このように、自転車も一時停止をしないと、車と一緒に何かあった時には、刑罰が科せられるということが、世間一般に広がっていくと思います。なおかつ、免許証を持っている方には、それに対する危険性帯有者ということで、免許証停止という処分を下しています。このことを、今以上に都民の皆さんへ周知したいと思っています。

【本所交通安全協会 田中会長】

日頃感じるのですが、車に乗っていて、その脇を自転車が通る時に、とても危険だなと思うことがある。自転車のサイドミラーを付けるように指導できないか、という話を本所警察署交通課長に話をしたところです。

もう一つは、自転車は赤信号で止まったとしても、停止線では止まらず、横断歩道を超えた先に止まっていたり、一方通行道路を逆走したり、赤信号を無視して左折したり、自転車は交通ルールを守らなくてもいいと思っている。現在、警察署交通課で、一生懸命取締りをしていただけていますが、交通安全週間が始まりましたら、是非「危ないよ」と声をかけていただきたい。交通安全週間は、唯一、声をかけられる場だと思うので、是非よろしくお願いします。

5 閉会

所 管 課

都市整備部土木管理課交通安全担当（内線：5036）